

平成 30 年 6 月 12 日

議 員 各 位

村上市議会議長 三田 敏秋

政務活動費の取扱について

このことについて、去る 5 月 8 日開催の議会運営委員会正副委員長及び総務文教常任委員会正副委員長による政務活動費審査会の審査内容に基づき、今後は下記のとおり取扱くださるようお願いいたします。

記

市政報告会に係る経費への政務活動費の充当について【広報費】

事 例	審査結果、意見等
<p>後援会主催で実施しているものとは別のものとして、議員個人の市政報告会を実施し、その経費（案内状印刷代、会場使用料、市政報告書印刷代、案内状郵送料）に政務活動費を充当したい。なお、市政報告会終了後に懇親会を行っているが、会場使用料は、懇親会の会場費とは重複せず、市政懇談会の会場費となる。また、市政報告会の案内は、新聞折り込み等不特定多数への案内ではなく、商工会議所等の名簿を基に案内した。</p> <p>この市政報告会の経費に係る政務活動費の充当の取扱。</p>	<p>市政報告会の案内状の差出人が議員個人ではなく、後援会長や責任者である。また、会費が年会費を含めた会費であり、「年会費」を徴収するということは特定の人を対象としていると判断される。さらに、市政報告の発行責任者が議員本人でない。これらのことから後援会活動の割合が高いと判断される。</p> <p>よって、当該事例については、市民から後援会活動と混同され、誤解を受けることが危惧されることから、当該市政報告会の経費に対する政務活動費の充当は不相当とする。</p>